

報告第1号

新町名候補選定小委員会経過報告について

新町名候補選定小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置  
規程第8条及び新町名候補選定小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙  
のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成16年10月22日報告

檜山北部3町合併協議会  
会長 内田 東 一

平成16年10月12日

檜山北部3町合併協議会  
会長 内田 東 一 様

新町名候補選定小委員会委員長 花田千賀志

第3回新町名候補選定小委員会経過報告について

平成16年10月 8日、第3回新町名候補選定小委員会を開催したので、檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町名候補選定小委員会運営要綱第7条の規定に基づき、その協議経過及び結果について別紙のとおり報告する。

### 第3回新町名候補選定小委員会経過報告書

#### 1. 第3回新町名候補選定小委員会の開催日時

- ・開催日時 平成16年10月8日（金）午後2時40分～午後3時10分
- ・開催場所 北檜山町農村環境改善センター
- ・出席委員 10名

#### 2. 協議内容

協議内容	結果
1. 郡の所属の取扱いについて（継続協議）	・郡の所属については、新町名の決定に伴い、さらに各町の検討時間が必要であるとして、継続協議とした。

報告第2号

新町建設計画策定小委員会経過報告について

新町建設計画策定小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町建設計画策定小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成16年10月22日報告

檜山北部3町合併協議会  
会長 内田 東 一

平成 16 年 10 月 19 日

檜山北部 3 町合併協議会  
会 長 内 田 東 一 様

新町建設計画策定小委員会委員長 平 田 泰 雄

第 4 回新町建設計画策定小委員会経過報告について

平成 16 年 10 月 18 日、第 4 回新町建設計画策定小委員会を開催したので、檜山北部 3 町合併協議会小委員会設置規程第 8 条及び新町建設計画策定小委員会運営要綱第 7 条の規定に基づき、その協議経過及び結果について別紙のとおり報告する。

## 第4回新町建設計画策定小委員会経過報告書

### 1. 第4回新町建設計画策定小委員会の開催日時

- ・開催日時 平成16年10月18日(月)午後1時30分～午後3時40分
- ・開催場所 北檜山町健康センター
- ・出席委員 10名
- ・欠席委員 0名

### 2. 協議内容

	協議内容	結果
1	新町まちづくりプラン(新町建設計画)の策定について(継続協議)	① 新町における医療施策について協議を行った。 ② 基本施策に係る主要事業の修正を行った。 ③ まちづくりプラン案の修正を行った。 ④ まちづくりプラン案第8章「財政計画」の策定について協議を行った。
2	新町まちづくりプラン(新町建設計画)ダイジェスト版の作成について	新町まちづくりプラン(新町建設計画)のダイジェスト版作成について協議を行った。

### 3. 新町まちづくりプラン(新町建設計画)案の確認について

新町まちづくりプラン(新町建設計画)案の策定について、第1回から第4回小委員会までの協議の結果として別冊のとおり策定し、檜山北部3町合併協議会会長に報告することを確認した。

協議第2号（継続協議）

合併の期日について（協定項目2）

合併の期日について、次のとおり提案する。

協議事項	合 併 の 期 日
調整の内容	合併の期日は、平成17年 9月 1日とする。

（第2回檜山北部3町合併協議会における協議経過・・・平成16年4月23日調整）

合併特例法に基づく財政支援を受けるため、平成17年3月31日までに合併申請を行うこととする。合併の期日は、平成17年9月1日を目指すこととして、今後の合併協議会の進捗状況を勘案し再度協議する。

平成16年10月22日 提出

檜山北部3町合併協議会

会長 内 田 東 一

協議第10号（継続協議）

地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて（協定項目10）

地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	地域自治組織及び地域協議会
調整の内容	市町村の特例等に関する法律に基づく合併特例区を旧町毎に設置する。 合併特例区協議会を旧町毎に設置する。 合併特例区の設置等に関する規約を別紙のとおり定める。

平成16年10月22日 提出

檜山北部3町合併協議会  
会長 内田 東 一

## せたな町合併特例区の設置等に関する規約（案）

### （合併特例区の設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の8第1項の規定に基づき、合併前に大成町、瀬棚町及び北檜山町の区域であった区域に 合併特例区を設置する。

### （合併特例区の名称）

第2条 合併特例区の名称は、大成区、瀬棚区及び北檜山区とする。

### （合併特例区の区域）

第3条 合併特例区の区域は次のとおりとする。

- (1)大成区 合併前的大成町の区域
- (2)瀬棚区 合併前の瀬棚町の区域
- (3)北檜山区 合併前の北檜山町の区域

### （合併特例区の設置期間）

第4条 合併特例区の設置期間は、合併の日から平成22年3月31日までとする。

### （合併特例区の処理する事務）

第5条 法第5条の13の規定に基づき、合併特例区は別表1に掲げる事務並びに別表2に掲げる公の施設の設置及び管理を処理するものとする。

### （合併特例区が設置及び管理する公の施設の名称・所在地）

第6条 合併特例区が設置及び管理を行う公の施設の名称及び所在地は別表2のとおりとする。

### （合併特例区の事務所の位置）

第7条 合併特例区の事務所の位置は次のとおりとする。

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 大成区に係る合併特例区の事務所の位置  | 合併前的大成町字都427番地  |
| 瀬棚区に係る合併特例区の事務所の位置  | 合併前の瀬棚町字本町719番地 |
| 北檜山区に係る合併特例区の事務所の位置 | 合併前の北檜山町字徳島63番地 |

の1

### （合併特例区の区長の任期等）

第8条 合併特例区の長の任期を2年とし、再任を妨げないものとする。

2 合併特例区の長は、助役または支所長と兼務できるものとする。

(合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期)

第9条 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で、せたな町の議会の議員の被選挙権有するものうちから、次の各号に掲げるものにつき、町長が住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮して選任する10人以内の委員をもって組織する。

(1) 公共的団体が推薦する者（農協または漁協、商工会、PTA、町内会等のうちから5人以内）

(2) 識見を有する者（3人以内）

(3) 公募に応じた者（2人以内）

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

4 委員の報酬等については、せたな町特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき支給する。

5 町長は、委員が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法)

第10条 合併特例区協議会に会長及び副会長を1人置くこととし、任期は構成員の任期による。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長及び副会長の解任については、合併特例区協議会における出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。

(合併特例区協議会の審議事項)

第11条 法第5条の20第2項に規定する市町村の施策に関する重要事項とは、次に掲げる事項とする。

(1) 新町建設計画の変更に関する事項

(2) 公の施設の設置に関する事項。

(3) その他合併特例区協議会が町長との協議により認める事項

(合併特例区協議会の会議)

第12条 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、町長又は合併特例区の長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議長は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(合併特例区協議会の庶務)

第13条 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の区域を所管する大成区事務所、瀬棚区事務所及び北檜山区事務所において処理する。

(補足)

第14条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区の長が町長の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、合併の日から施行する。
- 2 この規約は、合併特例区設置期間満了の平成22年3月31日にその効力を失う。

別表 1(第5条関係)

【大成区】

- 1 大成地区懇談会開催事務
- 2 コミュニティ活動支援事業
- 3 クリーン作戦事業
- 4 スクールバス及び福祉バス・患者輸送バスの運行管理・委託事業
- 5 各種イベント事業

【瀬棚区】

- 1 瀬棚地区懇談会開催事務
- 2 コミュニティ活動支援事業
- 3 花いっぱい運動事業
- 4 クリーン作戦事業
- 5 スクールバス及び福祉バス・患者輸送バスの運行管理・委託事業
- 6 各種イベント事業

【北檜山区】

- 1 北檜山地区懇談会開催事務
- 2 コミュニティ活動支援事業
- 3 花いっぱい運動事業
- 4 クリーン作戦事業
- 5 スクールバス及び福祉バス・患者輸送バスの運行管理・委託事業（学校行事等バス  
運行業務含む）
- 6 各種イベント事業

別表 2(第5条、第6条関係)

<b>【大成区】</b>	
上浦生活館	大成町字上浦 5 1 6 番地
花歌生活館	大成町字花歌 1 6 8 番地の 2
富磯生活館	大成町字富磯 6 1 番地の 9
太田地区振興会館	大成町字太田 8 2 番地
平浜会館	大成町字平浜 1 5 4 番地
平和記念公園	大成町字都 7 4 番地 1 1
ことぶきの家	
・ 東部ことぶきの家	大成町字久遠 3 5 7 番地の 2
・ 都ことぶきの家	大成町字都 2 2 5 番地
・ 貝取澗ことぶきの家	大成町字貝取澗 3 7 0 番地
太田へき地保健福祉館	大成町字太田 2 9 0 番地
生活改善センター	
・ 長磯生活改善センター	大成町字長磯
・ 宮野生活改善センター	大成町字宮野
<b>【瀬棚区】</b>	
島歌生活館	瀬棚町字島歌 3 7 3 番地
共和生活改善センター	瀬棚町字共和 3 1 2 番地
大里生活改善センター	瀬棚町字西大里 3 1 0 番地 4
大里コミュニティセンター	瀬棚町字西大里 3 1 1 番地 6
開拓婦人ホーム	瀬棚町字東大里 1 8 7 番地
元浦漁村センター	瀬棚町字元浦 4 3 9 番地
白岩漁村センター	瀬棚町字島歌 1 6 5 番地 2
元浦青年研修所	瀬棚町字元浦 2 1 7 番地
北島歌青年研修所	瀬棚町字北島歌 5 8 番地
南川青年研修所	瀬棚町字南川 4 1 番地 1
吹込青年研修所	瀬棚町字島歌 3 4 3 番地
本町青年研修所	瀬棚町字本町 5 0 2 番地
水産物保管作業所	瀬棚町字三本杉 6 9 番地
元浦共同作業所	瀬棚町字元浦 1 6 2 番地先 中歌漁港内
<b>【北檜山区】</b>	
愛知集落センター	北檜山町字愛知 8 3 7 番地の 6

若松自治会館	北檜山町字若松 5 1 3 番地
共和生活改善センター	北檜山町字共和 6 1 6 番地の 2
富里生活改善センター	北檜山町字富里 2 1 3 番地の 2
濁川生活改善センター	北檜山町字若松 4 1 4 番地
小川生活改善センター	北檜山町字小川 1 5 5 番地
農村女性活性化センター	北檜山町字北檜山 2 1 1 番地の 5
はまなす荘	北檜山町字太櫓 3 9 8 番地

協議第 2 1 - 1 号

商工観光関係事業の取扱いについて（協定項目 2 1 - 1）

商工観光関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	商工観光関係事業の取扱い
調整の内容	

平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協定項目	21-1	協議項目	各種事務事業の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
		関係項目	商工観光関係事業	

## 商工観光関係事業

産業建設専門部会

事務事業 ID	事務事業名	調整の内容
044000	中小企業融資制度	中小企業融資制度については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に再編する。
044100	利子補給制度	中小企業経営安定資金利子補給制度については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に再編する。
044400	商工会補助金	商工会補助金については、合併後に再編する。
045300	企業誘致事業	企業誘致事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ合併後に再編する。
045900	観光イベント・PR事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種イベント事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> <li>2 観光PR事業については、新町においても積極的に推進する。</li> </ol>
046000	観光施設	観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
047100	雇用対策事業	<p>雇用対策事業については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国及び北海道の補助制度に基づく事業については、現行のとおり実施する。</li> <li>2 町単独事業については、合併時に再編する。</li> </ol>
093000	洋上風力発電事業	洋上風力発電施設については、新町に引き継ぐものとする。

## 先進事例（調整の内容）

### ■加美町（宮城県／平成15年4月1日 新設）

- （1）商工会への補助金については、平成15年度は、全体として平成14年度と同一基調で措置するが、新町において、これまでの実績に考慮しながら、事業内容等を検討し調整する。
- （2）商店街や商工業者にかかる助成制度については、平成15年度は、原則として現行のとおりとするが、新町において、これまでの実績や効果にも配慮し、調整する。
- （3）地場産業振興対策及び観光振興対策については、新町に引き継ぐ3町の所有する関連施設を有効活用し、新町においても、重点的に取り組む。
- （4）企業誘致対策については、中新田町の例を基本に実施する。
- （5）各種イベントについては、地域の実情を考慮し、原則として現行のとおりとするが、新町が一体となり活性化を図るために、関係団体と調整の上、随時、見直しを行う。
- （6）中小企業振興資金については、金融支援対策を強化する観点から、合併時に統一する。
- （7）商工会については、団体独自に行っている広域合併に向けた検討を尊重し、将来的に統合が進められるように、新町において協力する。
- （8）小野田町観光協会については、合併後調整することとし、新町の観光（イベント含む）の受け皿としての組織化を図る。
- （9）3町が出資する振興公社については、地域の実情を考慮し、当面、現行のとおりとするが、新町において、経営の効率化や収益の向上に向けた検討を行う。

### ■さぬき市（香川県／平成14年4月1日 新設）

- 1 中小企業融資事業については、新市において新たな中小企業融資条例を定め、中小企業融資審査委員会を設置する。
- 2 預託金については、新市において預託金を設ける。
- 3 商工業振興審議会については、新市において新たな商工振興審議会を設置する。
- 4 資金融資事業については、新市において新たな資金融資制度を設ける。
- 5 温泉・保養施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

### ■田原市（愛知県／平成15年8月20日 新設）

- 1 各種観光イベント事業及び観光施設の管理業務については、新市において検討する。ただし合併年度は、現行のとおりとする。
- 2 その他商工・観光に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。

### ■さいたま市（埼玉県／平成13年5月1日 新設）

- 1 商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。

協議第 2 1 - 2 号

都市計画・建設事業の取扱いについて（協定項目 2 1 - 2）

都市計画・建設事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	都市計画・建設事業の取扱い
調整の内容	

平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協定項目	21-2	協議項目	各種事務事業の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
		関係項目	都市計画・建設事業	

## 都市計画・建設事業

産業建設専門部会

事務事業 ID	事務事業名	調整の内容
026100	都市計画審議会	都市計画審議会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
026200	都市計画区域マスタープラン	都市計画区域マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
026400	都市計画区域	都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
027000	都市計画道路整備事業	都市計画道路整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
049600	道路認定	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路認定については、路線名は現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li> <li>2 認定路線の路線番号については、合併時に統一するものとする。</li> </ol>
050600	除雪	除雪委託については、委託方式も含め合併時まで調整する。

## 都市計画の制度

### ■都市計画のしくみ

都市計画は、まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的・一体的に定めるものです。この計画に基づいて、まちづくりを規制・誘導するとともに、整備事業を実施して、住みよいまちをつくりあげていきます。

この都市計画の内容、決定手続、都市計画制限、都市計画事業などについて定めているのが、都市計画法です。

都市計画法は、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の制度を初めとして、基本的な土地利用規制について定めている法律であり、他の土地関係法令とも密接な関連を有しています。

### ■都市計画の決定

広域的観点から定めるべき都市計画及び根幹的都市施設については知事が、その他については市町村が、都市計画審議会の議を経て定めます。（これまで、北海道における法で定められた都市計画審議会は、「北海道都市計画地方審議会」のみでしたが、平成 12 年 4 月からは市町村でも都市計画審議会を設置することができることとなります。）

都市計画は、住民の生活に深いかかわりがあるので、都市計画を立案しようとするときは、必要に応じて公聴会や説明会などを開催し、住民の意見を聞いて行います。

### ■都市計画区域

都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法等の規制を受ける土地の範囲のことです。

都市計画区域ごとに各種の都市計画が定められ、それらにもとづいて土地利用の規制や都市計画事業等が実施されます。

### ■都市計画事業

都市計画事業は、原則として市町村が都道府県知事の認可を受けて実施することになっています。特別の事情がある場合などには、都道府県、国の機関、その他の者が事業をすることができます。

### ■都市計画制限

都市計画制限は、合理的な土地利用を目的とする土地利用規制と都市計画事業を円滑に進めるため、都市計画施設の区域、または市街地開発事業の施行地域内における建築等の制限、及び一定規模以上の宅地開発等に対する制限があり、原則として知事の認可を受けなければなりません。

北海道建設部都市計画課

(北海道ホームページより抜粋)

# 関係法令

## ■都市計画法

### (目的)

第1条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (都市計画の基本理念)

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

### (国、地方公共団体及び住民の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。

2 都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行なう措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

### (定義)

第4条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第5条の2の規定により指定された区域をいう。

3 この法律において「地域地区」とは、第8条第1項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

4 この法律において「促進区域」とは、第10条の2第1項各号に掲げる区域をいう。

5 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

7 この法律において「市街地開発事業」とは、第12条第1項各号に掲げる事業をいう。

8 この法律において「市街地開発事業等予定区域」とは、第12条の2第1項各号に掲げる予定区域をいう。

9 この法律において「地区計画等」とは、第12条の4第1項各号に掲げる計画をいう。

10 この法律において「建築物」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物を、「建築」とは同条第13号に定める建築をいう。

11 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」という。）又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの（以下「第二種特定工作物」という。）をいう。

- 12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。
- 13 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。
- 14 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 15 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第五十九条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。
- 16 この法律において「施行者」とは、都市計画事業を施行する者をいう。

#### (都市計画区域)

第5条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

2～6 略

#### (都市施設)

第11条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

- 1 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 2 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 3 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 4 河川、運河その他の水路
- 5 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- 6 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- 7 市場、と畜場又は火葬場
- 8 一団地の住宅施設（1団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
- 9 一団地の官公庁施設（1団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
- 10 流通業務団地
- 11 その他政令で定める施設

#### (開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は同法第252条の26の3第1項の特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りではない。

- 1 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの
  - 2 市街化調整区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの
  - 3 駅舎その他の鉄道の施設、社会福祉施設、医療施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）、公民館、変電所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
  - 4 国、都道府県、指定都市等、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この節において「事務処理市町村」という。）、都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港務局又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団が行う開発行為
  - 5 都市計画事業の施行として行う開発行為
  - 6 土地区画整理事業の施行として行う開発行為
  - 7 市街地再開発事業の施行として行う開発行為
  - 8 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
  - 9 防災街区整備事業の施行として行う開発行為
  - 10 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の免許を受けた埋立地であつて、まだ同法第 22 条第 2 項の告示がないものにおいて行う開発行為
  - 11 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
  - 12 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。
- 1 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
  - 2 前項第 3 号から第 5 号まで及び第 10 号から第 12 号までに掲げる開発行為
  - 3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第 1 項第 1 号及び前項の規定の適用については、政令で定める。

（市町村都市計画審議会）

- 第 77 条の 2 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。
- 2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
  - 3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

■都市計画法施行令

(法第 29 条第 1 項第 1 号の政令で定める規模)

第 19 条 法第 29 条第 1 項第 1 号の政令で定める規模は、次の表の第 1 欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる規模とする。ただし、同表の第 3 欄に掲げる場合には、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村（法第 29 条第 1 項第 4 号に規定する事務処理市町村をいう。以下同じ。）の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。第 22 条の 3、第 23 条の 3、第 31 条及び第 36 条において同じ。）は、条例で、区域を限り、同表の第 4 欄に掲げる範囲内で、その規模を別に定めることができる。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
市街化区域	1,000 m <sup>2</sup>	市街化の状況により、無秩序な市街化を防止するため特に必要があると認められる場合	300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満
区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域	3,000 m <sup>2</sup>	市街化の状況により特に必要があると認められる場合	300 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満

(法第 29 条第 2 項の政令で定める規模)

第 22 条の 2 法第 29 条第 2 項の政令で定める規模は、1 ヘクタールとする。

## 先進事例（調整の内容）

### ■西東京市（東京都／平成13年1月21日 新設合併）

都市計画マスタープラン策定事業、緑の基本計画マスタープラン策定事業、住宅マスタープランなど新市において新たに策定する。

### ■さぬき市（香川県／平成14年4月1日 新設合併）

- 1 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。
- 2 都市計画審議会、公聴会については、新市において新たに設置する。
- 3 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- 4 宅地等開発指導要領については、新市において新たに制定する。

### ■東かがわ市（香川県／平成15年4月1日 新設合併）

用途地域等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

### ■南アルプス市（山梨県／平成15年4月1日 新設合併）

現在継続中の事業や都市計画用途地域などについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、都市計画マスタープランについては、各町村の基本理念に基づいて、新市において策定する。

### ■高野町・九度山町合併協議会（和歌山県／平成17年10月中 新設合併予定）

- 1 都市計画の取扱い
  - (1) 都市計画マスタープランについては、両町の基本理念に基づいて、新町において新たに策定する。
  - (2) 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
  - (3) 都市計画審議会については、新町において速やかに設置する。
  - (4) 宅地等開発指導要綱については、新町において新たに制定する。
- 2 建設関係事業の取扱い
  - (1) 町道等については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
  - (2) 建設関係事業については、新町の建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。
- 3 公営住宅の取扱い  
公営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぎ、「負担の公平性」の基本理念に基づき、必要に応じて調整する。

### ■千畑町・六郷町・仙南村合併協議会（秋田県／平成16年11月1日 新設合併予定）

都市計画区域マスタープランについては、新町において新たに策定し、都市計画区域については、合併後見直しを図る。

建設関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 町村道については、新町において路線の認定を行う。また、道水路については、適切な維持管理に努める。
2. 災害復旧事業については、現行のとおりとする。
3. 公営住宅については、安定した住宅供給に資するよう整備に努める。

協議第 2 1 - 3 号

上下水道事業の取扱いについて（協定項目 2 1 - 3）

上下水道事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	上下水道事業の取扱い
調整の内容	

平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協定項目	21-3	協議項目	各種事務事業の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
		関係項目	上下水道事業	

## 上下水道事業

産業建設専門部会

事務事業 ID	事務事業名	調整の内容
054000	水道料金	水道料金については、合併年度は現行のとおりとし、決算状況等を基に試算し、企業会計として適正に運営できる料金となるよう合併後に調整する。
054600	水道事業特別会計	水道事業特別会計については、合併年度は現行のとおりとし、一般会計の予算編成方法並びに予算科目との整合性を図りながら、合併後に統一する。
056300	下水道事業特別会計	下水道事業特別会計については、合併年度は現行のとおりとし、一般会計の予算編成方法並びに予算科目との整合性を図りながら、合併後に統一する。
056400	下水道受益者分担金	下水道受益者分担金の金額及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に調整する。
056500	下水道料金	下水道料金については、合併年度は現行のとおりとし、決算状況等を基に試算し、適性に運営できる料金となるよう合併後に調整する。
057900	漁業集落排水事業料金	漁業集落排水事業料金については、合併年度は現行のとおりとし、決算状況等を基に試算し、適正に運営できる料金となるよう合併後に調整する。
058000	漁業集落排水事業受益者分担金	漁業集落排水事業受益者分担金の金額及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に調整する。
058100	漁業集落排水事業特別会計	漁業集落排水事業特別会計については、合併年度は現行のとおりとし、一般会計の予算編成方法並びに予算科目との整合性を図りながら、合併後に統一する。

## 先進事例（調整の内容）

### ■篠山市（兵庫県／平成11年4月1日 新設）

#### 水道（簡易水道）事業の取扱い

- (1) 水道事業会計は統一を図り、使用料については、篠山町の例による。
- (2) 水道給水区域については、現行のとおりとする。
- (3) 水道給水にかかる新規加入金等については、西紀町の例によるものとし、臨時給水にかかる費用については、丹南町及び今田町の例による。
- (4) 開発にかかる給水協力金については、合併時に調整する。

#### 下水道事業の取扱い

- (1) 下水道使用料については、篠山町の例による。
- (2) 生活排水処理事業にかかる受益者負担については、次のとおり実施するものとする。
  - ア 都市計画下水道事業負担金については、現行のとおりとする。
  - イ 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業分担金については、篠山町の例による。
- (3) 生活排水処理事業にかかる加入及び管理等については、次のとおり実施するものとする。
  - ア 農業集落排水事業新規加入者分担金については、現行のとおりとする。
  - イ 農業集落排水施設管理については、西紀町及び今田町の例による。
- (4) 生活排水処理事業にかかる助成制度については、次のとおり実施するものとする。
  - ア 水洗便所改造資金助成制度については、西紀町及び今田町の例による。
  - イ 合併処理浄化槽設置整備事業補助額については、集合処理区域の負担額と設置額を比較積算のうえ合併時に調整する。
  - ウ 水洗便所及び排水設備整備資金利子補給制度については、篠山町の例による。
- (5) 下水道事業基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。

### ■あさぎり町（熊本県／平成15年4月1日 新設）

#### 水道事業の取扱い

- (1) 水道使用料については、合併時に統一料金とする。
- (2) 加入金については、免田町の例による。
- (3) メーター使用料については、上村、岡原村の例による。

#### 下水道事業の取扱い

- (1) 受益者分担金については、上村、免田町、須恵村、深田村の例による。
- (2) 下水道使用料については、上村、免田町、深田村の例による。
- (3) 水洗便所改造工事費助成制度については、上村の例による。

ただし、助成条件については、居住要件及び居住要件に該当しないものの取扱い規定を削除し、共用開始後3年以内に接続したものに適用する。
- (4) 生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金については、上村、免田町、須恵村、深田村の例による。

協議第 21 - 16 号

農林水産関係事業の取扱いについて（協定項目 21 - 16）

農林水産関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	農林水産関係事業の取扱い
調整の内容	

平成 16 年 10 月 22 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協定項目	21-16	協議項目	各種事務事業の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
		関係項目	農林水産関係事業	

## 農林水産関係事業

産業建設専門部会

事務事業 ID	事務事業名	調整の内容
034800	農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画については、現行の農業振興区域及び農業振興整備計画を新町に引き継ぐものとし、新町において新たな農業振興地域整備計画を策定する。
035800	生産調整推進対策事業	1 生産調整推進対策事業については、合併時は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併前の産地づくり計画書を継承する。 2 新町に地域水田農業協議会を設置し、産地づくり計画等を策定する。
035900	農作物栽培振興事業	農作物栽培奨励事業については、地域性・継続性を考慮し現行のとおり新町に引き継ぐものとする
038200	農業融資制度	農業融資制度については、合併時に再編する。 合併日前日までに融資を受けているものは、融資が終了するまでの間は旧町の例により取扱うものとする。 ただし、合併後に新たに融資を受ける場合は、新制度を適用させるものとする。
038500	農業関連施設	農業関連施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
038900	農業担い手支援事業	農業担い手支援事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に補助基準を統一する。
039000	有機農業推進事業・有機農業特区	有機農業推進事業及び有機農業特区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
039700	市町村森林整備計画	市町村森林整備計画については、地域の実情を踏まえ、新町において新たな計画を策定する。
039900	造林事業	造林事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、継続実施する。
040000	林業振興補助事業等	1 林業振興に関する補助事業等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 檜山北部地区林業推進協議会負担金及び渡島流域林業活性化センター負担金については、新町において調整する。

事務事業 ID	事務事業名	調整の内容
041400	有害鳥獣捕獲助成金	有害鳥獣捕獲助成金については、合併時に北檜山町の制度に統一する。
042600	種苗放流事業	種苗放流事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に補助基準を統一する。
042700	増養殖事業	増養殖事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併後に補助基準を統一する。
043200	水産関連施設	水産関連施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
052300	港湾整備事業（マリンタウンプロジェクト）	港湾整備事業（マリンタウンプロジェクト）については、現行のとおり新町に引き継ぎ、計画内容については新町において開発局と協議のうえ検討することとする。

## 先進事例（調整の内容）

### ■南アルプス市（山梨県／平成15年4月1日 新設）

#### ●農林基盤整備事業の受益者負担の取扱い

農林基盤整備事業の受益者負担の取扱いについては、継続事業は現行の負担率で引き継ぎ、新規事業は事業採択時に新市において調整することとし、調整方法は次のとおりとする。

- (1) 災害復旧事業の農地 工事費に対し補助残の25%
- (2) 県単位土地改良事業 工事費に対し5%
- (3) その他の土地改良事業 工事費に対し補助残の10%

#### ●農林業振興の一体的取扱い

農林業振興の一体的取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 若草町で実施している「転作特別奨励金」については、新市における転作面積の配分方法と併せて検討する。
- (2) 農振農用地区域については現行のとおり移行し、新市において策定する「農業振興地域整備計画」と併せて調節する。
- (3) 農業経営基盤強化については、新市において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定する。また、継続的事業については、新市に引き継ぐ。
- (4) 遊休農地保全対策については、新市において検討協議会等を設置して新たな施策を定める。
- (5) 農業後継者育成資金の貸付については、当面有利な融資条件に合わせることにし、新市施行後、新たな基準を検討する。
- (6) 森林整備計画については、地域の実情を踏まえる中で、新市の計画を策定する。

#### ●農林土木事業の取扱い

- (1) 土地改良事業に係る単独補助については、合併時に廃止し新市において新たに検討する。
- (2) 土地改良事業の継続事業については、現行の補助率で新市に引き継ぎ、新規事業の補助率は事業採択時に新市において調整する。
- (3) 農道及び林道については、現状のまま新市に引き継ぐ。

### ■伊豆市（静岡県／平成16年4月1日 新設）

- (1) 農林水産関係事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 地域活性化イベントについては、新市において調整する。
- (3) 農林水産業施設の維持補修に係る原材料支給事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、制度の統一を図る。ただし、原材料支給に係る地元負担金は、合併時に廃止する。
- (4) 受益者が特定される農林水産施設整備事業等に係る受益者負担金については、現行のとおりとし、合併後2年以内に統一する。
- (5) 漁港施設及び漁港区域の占用料及び土砂採取料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第 21-17 号

その他事務事業の取扱いについて（協定項目 21-17）

その他事務事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	その他事務事業の取扱い
調整の内容	

平成 16 年 10 月 22 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協定項目	21-17	協議項目	各種事務事業の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
		関係項目	その他事務事業	

## その他事務事業

行財政専門部会

事務事業 ID	事務事業名	調整の内容
002600	名誉町民表彰	名誉町民表彰については、合併後に再編する。
002700	町表彰	町表彰の取扱いについては、次のとおりとする。 1 表彰実績は新町に引き継ぐものとする。 2 選定方法、表彰方法、時期については、合併後新町において再編する。 3 町職員、広域行政組合及び一部事務組合の職員は対象外とする。
002800	優良勤労青少年表彰	優良勤労青少年表彰については、表彰内容、方法、時期について検討し、合併後新町において再編する。
003700	情報公開制度	情報公開条例については、例規整備に合わせ全体的に見直し、合併後に再編する。
005800	区長制度	大成町の区長制度については、合併後に行政連絡員制度として名称も含め見直しを図るものとする。
012500	出生祝金支給制度	出生祝金支給制度については、合併時に北檜山町の例により統合する。
021500	指定金融機関等	指定金融機関等については、次のとおりとする。 1 指定金融機関については、渡島信用金庫を基本とし、手数料の統一、出納窓口派遣などの条件整備も含めて、合併時まで調整する。 2 収納代理金融機関及び収納代理郵便官署については、住民の利便性を考慮し、合併関係3町において従来取り扱ってきた全ての金融機関とするよう合併時まで調整する。

## 関係法令

### ■地方自治法

(金融機関の指定)

第 235 条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

### ■地方自治法施行令

(指定金融機関等)

第 168 条 都道府県は、地方自治法第 235 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関（日本郵政公社を除く。次項及び第 3 項において同じ。）を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、地方自治法第 235 条第 2 項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、収入役をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

6 前 2 項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第 58 条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。

7 第 1 項又は第 2 項の金融機関を指定金融機関と、第 3 項の金融機関を指定代理金融機関と、第 4 項の金融機関を収納代理金融機関と、第 5 項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。

8 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。

9 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

(指定金融機関の責務)

第 168 条の 2 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

2 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務（指定金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。）につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する。

3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。

(指定金融機関等における公金の取扱い)

第 168 条の 3 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関は、納税通知書、納入通知書その他の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づかなければ、公金の収納をすることができない。

2 指定金融機関及び指定代理金融機関は、出納長若しくは収入役の振り出した小切手又は出納長若しくは収入役の通知に基づかなければ、公金の支払をすることができない。

3 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該普通地方公共団体の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にあつては、出納長又は収入役の定めるところにより、当該受け入れた公金を指定金融機関の当該普通地方公共団体の預金口座に振り替えなければならない。

#### ■郵便振替法

(公金に関する郵便振替)

第 58 条 公社は、公金に関する郵便振替として、地方公共団体又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定により地方公共団体の収納若しくは支払の事務を取り扱う金融機関若しくは地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定により地方公営企業の業務に係る出納事務の一部を取り扱う金融機関を加入者とし、当該加入者が払い込み、又は振替を請求する場合を除いては、公社の定めるところにより地方税、分担金、使用料その他当該地方公共団体の徴収金の納付のための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱いをする。

## 先進事例（調整の内容）

### ■かほく市（石川県／平成16年3月1日 新設）

- 1 新市の総合計画については、かほく市合併まちづくり計画を基本に、新たに策定する。
- 2 行財政改革大綱については、新市において速やかに策定するものとする。
- 3 情報公開制度については、新市において速やかに策定するものとする。
- 4 指定金融機関については、現行の金融機関を基本とし、合併時まで調整する。  
また、収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、3町の現行の金融機関を継続するよう合併時まで調整する。
- 5 チャイルドシート購入費補助については、内容を統一し、合併時に実施する。
- 6 議会だよりの発行については、新市においても実施する。

### ■あらかわ市（福井県／平成16年3月1日 新設）

- (1) 情報公開制度については、芦原町の例によるものとする。
- (2) 表彰制度及び名誉町民制度については、現行の内容をもとに新市において調整する。
- (3) 指定金融機関については、次のとおり取り扱うものとする。
  - ①指定金融機関については、金津町の例によるものとする。
  - ②指定代理金融機関については、金津町の例によるものとする。
  - ③収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、両町の現行の金融機関及び金津町内の各郵便局を当該金融機関にするよう調整する。
- (4) 芦原町上下水道財産区の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

### ■さぬき市（香川県／平成14年4月1日 新設）

#### 情報公開の取扱い

住民に市が保有する情報の開示を請求する権利を保障し、従来にも増して行政事務の透明性を確保することで、住民参加によるまちづくりを推進し、地方自治体の本旨にのっとり、公正で民主的な市政を実現するため、情報公開条例を合併時に制定する。

#### 指定金融機関の取扱い

- (1) 新市の指定金融機関は、(株)百十四銀行とする。
- (2) 新市の指定代理金融機関は、設置しないこととする。
- (3) 新市の収納代理金融機関及び収納代理郵便官署については、合併関係5町において従来取扱っていたすべての金融機関に対し、指定についての働きかけをしていくものとする。

### ■野洲市（滋賀県／平成16年10月1日予定 新設）

- (1) 住民票等の自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新たに現中主役場にも設置のうえ、住民サービスの向上を図る。
- (2) 防犯等の設置基準については、野洲町の例により調整するものとし、維持管理（電気料金）に対する補助制度については、中主町の例により調整する。ただし、合併する年度においては、それぞれの旧町の例による。
- (3) 放置自転車対策については、野洲町の例により調整する。放置禁止区域の指定内容については、新市に引き継ぐものとする。